

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について

I. 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）附則第 4 条の規定に基づき、都道府県、政令市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び当該基準に照らし対象となる地域を定めるもの。

II. 概 要

（1）整備法附則第 4 条の特例措置の対象となる地域の基準について（省令）

整備法附則第 4 条の規定に基づき、児童福祉法（昭和 23 年法律第 74 号）第 45 条第 1 項の規定により都道府県等が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準は、次のいずれの要件も満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であることとする。

- ① 当該年度の前々年度の 4 月 1 日時点において、当該市町村における待機児童の数が 100 人以上であること
- ② 当該年度の前々年度の 1 月 1 日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていること

（2）整備法附則第 4 条の厚生労働大臣が指定する地域について（告示）

平成 24 年 4 月 1 日時点で（1）の①及び②の基準を満たす市町村として、以下の市町村を定める。

東京都	中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
埼玉県	さいたま市、川口市
千葉県	市川市

京都府	京都市
大阪府	大阪市
兵庫県	西宮市

Ⅲ. 根拠法令

整備法附則第4条

Ⅳ. 施行日

平成24年4月1日